

令和5年度（2023年度）指導監査の主な指摘内容について(法人)

種別	区分	指摘内容	
法人	文書指摘	運営	<p>< 監事の理事会への出席義務について > 令和4年度中に計5回の理事会が開催されているが、そのうち4回は監事2名共に欠席しており、また監事のうち1名はその5回全てを欠席している。監事は、理事や理事会の職務の執行に対する牽制役を担っており、理事会への出席は義務である。監事が出席できるように理事会の日程を調整すること。（社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第100条～第102条）</p>
法人	文書指摘	運営	<p>< 決算に関する理事会及び評議員会について > 決算に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に、理事会及び定時評議員会の承認を受けた計算関係書類等を所轄庁に提出しなければならない。しかし、令和4年度決算については令和5年5月の決算理事会で扱いが保留となった以後、承認を受けていない。早急に、理事会及び評議員会の承認を受けるとともに、今後は遅滞なく決算を行い所轄庁に提出すること。（社会福祉法第45条の28第3項、第45条の30第2項、第59条、社会福祉法施行規則第2条の40第1項）</p>
法人	文書指摘	運営	<p>< 評議員の選任について > 貴法人の評議員と理事にそれぞれ、お互い兄弟関係のものが選任されている。社会福祉法第40条第5項には、評議員のうちには、各役員について、三親等以内の親族が含まれることになってはならないと定めてある。評議員会は中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関である。法人はその評議員会を構成する評議員の職責を全うさせるため、当該評議員又は当該理事を交代し、適切な構成員を選任すること。（社会福祉法第40条第5項）</p>
法人	文書指摘	運営	<p>< 評議員及びその選任解任委員が欠員していることについて > 評議員について、理事と同数の6名の状態が継続している。遅くとも令和6年3月に予定している臨時評議員会までに、定款に定めてあるとおり7名とすること。またそれに先だち、その評議員を選任する選任解任委員会の委員定数も定款によれば、本来3名以上で構成するとあるが、現状2名しかいないため、定数を満たすように理事会で選任すること。（社会福祉法第40条第3項、社会福祉法人 定款第5条、第6条第1項）</p>
法人	文書指摘	運営	<p>< 理事長の選任について > 令和5年3月の理事会で理事長の選任決議が行われ、4月1日付で理事長が交代しているが、その後6月の定時評議員会で理事長を含む役員は、任期満了により改選を迎えている。その後、本来ならば、新たに選任された役員で速やかに理事会を開催し、理事長を選任する決議を行わなければならないが、理事長を選任する理事会が開かれていない。再任であっても、理事長の選任は理事会の決議を経ること。また理事長の選任後は再任であっても、2週間以内に役員に関する事項の変更登記を行うこと。（社会福祉法第45条の13、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A問44-2、組合等登記令第3条第1項）</p>

令和5年度（2023年度）指導監査の主な指摘内容について(法人)

種別	区分	指摘内容	
法人	口頭指摘	運営	<監事の選任について> 理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事の過半数の同意を得ること。（社会福祉法第43条第3項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項）
法人	口頭指摘	運営	<監事の理事会欠席について> 直近2回の理事会を特定の監事が続けて欠席している。日程が合わなかったとのことだが、監事という職務の重要性を鑑み、続けて欠席することになるのは適当ではない。監事のみならず、理事、評議員がそれぞれ理事会、評議員会に出席できるように開催日程を調整すること。（社会福祉法人審査基準第3の1の(3)、指導監査ガイドライン の5(2)2）
法人	口頭指摘	運営	<評議員の適格性について> 評議員1名が、評議員会への欠席が続いている。評議員会の役割の重要性を鑑みると、実際に評議員会に参加できない者を選任することは適当ではない。日程調整等で参加を促すとともに、困難である場合は出席出来るものを選任すること。（社会福祉法人審査基準第3の1の(3)、指導監査ガイドライン の3(1)2）
法人	口頭指摘	運営	<評議員の評議員会への書面出席の取り扱いについて> 令和5年度第1回評議員会で、書面による出席と扱われた評議員がいた。評議員の書面による議決権の行使はできないため、評議員会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこと。（社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について第2章(6)イ）
法人	口頭指摘	運営	<評議員会の議事録について> 評議員会の議事録に関して、定款第14条第2項に「出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名する。」とあるが、出席した理事の署名が無い。定款に従い、出席した理事も議事録に署名するか、又は定款を変更すること。（社会福祉法人 定款第14条第2項、社会福祉法人 定款例第14条第2項備考1及び2）
法人	口頭指摘	運営	<評議員会の議事録作成について> 評議員会会議録の記載事項について、今後は議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名を追記すること。（社会福祉法施行規則第2条の15第3項第7号）
法人	口頭指摘	運営	<評議員会の招集通知について> 理事会において評議員会の開催決議を6月3日に行っているが、評議員会の招集通知は、その決議前である5月22日付で発出されていた。 評議員に対して、日程を確保してもらい、参加を促す目的で、早期に日程を知らせたいという趣旨は理解できるが、正式な招集通知は、理事会決議後から評議員会の1週間前までの期間で発出すること。（社会福祉法人 定款第12条、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条）
法人	口頭指摘	運営	<評議員会開催決議について> 評議員会の開催にあたって、理事会の決議を経ていない。評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定は理事会の決議によること。（社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項）

令和5年度（2023年度）指導監査の主な指摘内容について(法人)

種別	区分	指摘内容	
法人	口頭指摘	運営	<p><評議員選任解任委員会について> 評議員選任解任委員会のメンバーに、事務局員として新たに、理事である園長が含まれている。評議員は理事を牽制・監督する役割を担っているため、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任することは出来ない。早急に理事ではない事務局員と交代すること。（社会福祉法第31条第5項）</p>
法人	口頭指摘	運営	<p><役員の報酬等の支給基準について> 役員の報酬等については、定款に「評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従う」とあるが、別に定めた支給基準が無い。無報酬であっても、定款にその旨を記載するか、又はその旨を報酬基準で定めること。報酬基準を定めた場合は、それをインターネットで公表すること。（社会福祉法第45条の35第2項、社会福祉法第59条の2第1項、社会福祉法施行規則第10条第1項、社会福祉法人 定款第21条）</p>
法人	口頭指摘	運営	<p><理事会における議決権の行使について> 開催された理事会において、欠席した理事が書面にて議決に参加している。理事会における議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められない。認められているテレビ会議等での参加もかなわないのであれば、議決権を行使できない欠席とすること。（指導監査ガイドライン -6-(1)-2、社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について第4章(2)イ）</p>
法人	口頭指摘	運営	<p><理事長の理事会に対する職務執行状況の報告について> 理事長の理事会に対する職務執行状況の報告については、定款に沿って毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上行うこと。（社会福祉法人 定款第19条第3項、第26条、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条第2項、同法律第91条第2項）</p>
法人	口頭指摘	経理	<p><拠点区分等の整理等について> 拠点区分等の整理等について以下のとおりとすること。</p> <p>経理規程において、拠点区分とサービス区分の別が不明である。拠点区分及びサービス区分を整理し、その別を明確にすること。またその改正は理事会の承認を得ること。</p> <p>上記 で改正した経理規程に沿って、計算書類や附属明細書を作成すること。また決算時には、定款の定めに沿って、必要な書類に関する理事会及び評議員会の承認を得ること。</p> <p>（社会福祉法人会計基準第7条～第10条、第12条～第28条、第30条～第34条、様式第1号第1様式～第3号第4様式、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い2、3、26、別紙3、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項3～7、社会福祉法人 定款第1条、第33条、第37条、第38条）</p>
法人	口頭指摘	経理	<p><経理規程の制定手続きについて> 経理規程が作成されているものの、理事会での承認手続きを経していない。経理規程は定款に定めるとおり、理事会において定めること。（社会福祉法人 定款第34条）</p>

令和5年度（2023年度）指導監査の主な指摘内容について(法人)

種別	区分	指摘内容	
法人	口頭指摘	経理	<p><土地の借用について> 園舎が建っている敷地を借用しているが、その賃貸借契約期間が過ぎている。改めて契約を結ぶこと。また、社会福祉事業の安定的運営のため、将来的には地上権又は賃借権の設定を目指し、地主と協議すること。（社会福祉法人審査基準第2 1(1)）</p>
法人	口頭指摘	経理	<p><未収金の管理について> 貸借対照表の事業未収金額とその後回収された金額に約50万円の差異がある。事業未収金と事業未払金の仕訳を誤っている可能性があるため、再度点検のうえ適切に会計処理すること。また今後は、未収金の回収状況について確実に管理すること。（指導監査ガイドライン -3-(4)-1）</p>